

## 第 1 回 定款・規則等改正審議委員会議事録

- 1 . 日 時 平成 22 年 7 月 13 日(火) 10:55 ~ 16:05  
2 . 場 所 JARL 事務局 3 会議室  
3 . 出席者 JA3HXJ, JA1AYO, JA1ELY, JE1KAB, JG1KTC, JH1XUP, JA2HDE,  
JA5MG, JF6MIT, JA0OZZ  
(事務局) 大橋事務局長、吉井総務部長、高橋庶務課長 計 13 名

### 4 . 委員長挨拶

第 518 回理事会(平成 22 年 6 月 26 日開催)において、定款・規則等改正審議委員会が設置された。この委員会では、定款変更案を主軸に捉えて検討することに専念したい。したがって、関連する事項は審議が一旦終了した段階において、さらに関連する事項を検討していくこととしたい。

### 5 . 議題

( 1 ) 定款・規則等の改正案の修正について

( 2 ) その他

#### - 配付資料 -

- ・JARL Web定款・規則等改正審議委員会の設置について(平成22年7月6日掲載)
- ・公益法人改革実務委員会の検討記録表
- ・第518回理事会資料 (JH1XUP)
- ・第518回理事会資料 (JA1ELY)
- ・定款規則等の全面改正案及び臨時社員選挙実施要領案
- ・定款見直しのキーポイント (JA1ELY)

### 6 . 審議事項 <文頭の記号 ( )決定事項、(・)意見等 >

<表記中の「元原案」という表記は、平成 22 年通常総会での第 6 号議案の規定を指す。>

#### (定款・規則等改正審議委員会での取り決めについて)

審議を開始にあたり、この定款・規則等改正審議委員会(以下「審議委員会」という。)では、審議委員会の決めごととして、次の事項を確認した。

会議は最大 4 回おこなう。(7/13(火)、7/23(金)、8/2(月)、8/10(火)は予備日)

書記は、JF6MIT 宮川委員と JA0OZZ 伊部委員が記録し、事務局が提出する会議記録を精査する。

平成 22 年 11 月開催の臨時総会へ上程する議案は、平成 22 年通常総会(名古屋)で提案した「定款・規則等の全面改正及び臨時社員選挙実施要領案」の修正をおこなっていくことで進める。

組織等に関連する事項は、次のまたは新たな委員会の場で検討していく。

#### (会議記録の記載方法について)

会議記録に関し、公益法人改革実務委員会の会議記録を見ると主な発言内容と決定した事項が記載されており、審議委員会でもこれに準じるとともに、発言には氏名を記述するべきとの申し出があった。

- ・公益法人改革実務委員会では、ダイジェストとして主な発言の記録も併記されているが、発言者が分からない。(JA1ELY)
- ・発言録としての記録なのか。会議記録は速記録ではない。討議の真の状況を現すの

は難しい。合意部分が明記されていればいい。(JA5MG)

- ・複数の類似発言もあり、発言者が確定できない場合もある。
- ・出席者は責任を持って議論しているわけで、途中経過を記載していなくとも決定事項が明記されていれば問題はない。(JG1KTC)
- ・重要なポイントだけで良いから、名前があってもよいと思う。(JA1ELY)
- ・重要なポイントだけで良い。(JF6MIT)

JARL Web の速報は、本日の経緯を伝えることとする。

正式なものは、だれが発言したのかポイントとなる部分はその意向に沿って進める。

- ・今までの公益法人改革の説明の中で、定款改正が進まないと JARL は解散、財産は没収という言葉が使われた。財産は没収されるのではなく、同種の公益活動をする法人へ寄付するとされている訳で、没収されるわけではない。(JA1ELY)
- ・早急な法人改革に異論を唱えたグループは JARL を潰してしまうのかというある種の攻撃を受けた。(JA1ELY)

審議委員会においては、今後は法人改革に関する表現で「没収」との文言は使用しないこととする。

### (本審議委員会の進め方)

長谷川審議委員長の提案により、本審議委員会の今後の検討の進め方についての意見交換をおこなった。

- ・ 理事でなく、委員と呼ぶ
  - ・ 11月21日の臨時総会の議案として定款変更に絞ってで良いか。
  - ・ 定款に特化し、規則は追っての継続委員会で検討する。
  - ・ 定款から始めて規則までの順序で進める。
  - ・ 定款だけで、規則を切り捨てはしないように。
  - ・ 規則、財政は置き去りにしない。
  - ・ 外部の問題と、内部の問題をしっかり切り分ける。
  - ・ 臨時総会への提案は定款、規則、選挙規定がセットとする。
  - ・ 3つはセットであり選挙規定も含めてのセットである。
- 定款変更案、規則改正案、選挙規程改正案及び臨時社員選挙実施要領案は、セットとしておこなう。名古屋総会での提案を基にこれを修正して再提案とする。

---

## (1) 定款、規則等の改正案の修正について

A . JH1XUP 前田委員から提案があった次の事項(定款変更案について)を審議した。

### 提案「第5条 事業年度は6月1日に始まり5月31日に終わる」と変更

提案についての考え方の根幹は、収支予算案作成に新理事が関与できるようにすることである。定款改正に併せて収支の改善を図っていくべきと考えている。

- ・ 事業年度が4月からスタートしているにも限らず、5月の総会の審議によって予算が決定することは曖昧である。(JH1XUP)
- ・ 3月に予算総会、6月に決算総会を行うべきであるが、JARL は対象とする会員数の多さから、年1回5月に総会を開催することで総務省の了承を受けていた。法人改革にともない、今後予算案は理事会で決定し、決算は総会の承認を受けることと

なる。(JA1AYO)

- ・理事会が決めるのか。総会で決めるのか。
- ・今般の法人改革三法は、会社法を念頭に作られており、会社では予算は執行部が作り決算については総会での承認事項としているように、予算ではなく決算を重要視している。
- ・予算、決算の総会をそれぞれ開催すると新旧理事の就任期日や交代の問題が発生する。また、一時期、新旧理事が存在することとなる。
- ・旧理事が立案したものを新理事が実行していくこととなる。  
第5条は、次のまたは新たな委員会の場で検討していくこととし、元原案の定款変更案どおりとした。

#### 提案「第6条 追記:前納会員は終身会員とする。」

- ・JARLの規定では、終身会員という会員区分はなく、会費前納者という会員である。
- ・正員ではあるが今後QSLを分離する時に前納者もこのQSL費用負担はすべきである。(JA1ELY)
- ・JARL側と会員の気持ちは違う。終身会員はアメリカの連盟では、名誉の位置づけでLife Memberという考え方だ。  
この場での議論は、定款改正を主軸に据えているので、会費前納者の取扱いは次のまたは新たな委員会の場で検討していくこととし、元原案の定款変更案どおりとした。

#### 提案「第19条 再任は1回まで」

- ・社員の任期については、新しい人を迎え入れることで新たな考えを取り入れることができる。
- ・任期の回数制限は、法律上では規定されていない。
- ・連続する期間は期間を設け、例えば4期8年までとかに限定できないか。(JH1XUP)
- ・期間を議論しなければならないことは避けて通れないが、この場で即断できるものではない。(JA3HXJ)
- ・ずっと続けるのは程度問題がある。任期を設けて、1期2年で3回までとか4回とか決める必要がある。(JA1ELY)
- ・人材の枯渇になる心配もある。
- ・地方においては、お願いして就任してもらっている場合も多く、また、いい人材と考えられる人こそ、ずっと続けて行ってほしいということもある。(JA5MG)
- ・組織として適切な人材を確保していく必要がある。(JA0OZZ)
- ・期間を決めて1回お休みをしてそのあと続けられれば良い。(JH1XUP)  
第19条は、次のまたは新たな委員会の場で検討していくこととし、元原案の定款変更案どおりとした。

#### 提案「第21条 理事の定数17人以内 10人以内(全国5人 地方5人)と変更 \*地方本部を5つに削減し支部を廃止する。(経費削減)のため。」

- ・理事の定数が多い、支部組織も見直し、これをすれば経費も減る。(JH1XUP)
- ・役員の人数は地方本部については総通局単位で決まったものであり、現状統合は難しい。支部の廃止も現状では難しい。(JA5MG)
- ・こちら組織論であり、新たな委員会で見直しをはかった方がよい。
- ・全国理事5人を2人にするなど削減したらどうか。(JH1XUP)

- ・理事と地方本部は区分けを明確にすること。地方本部長は地方の束ね役、支部は地方本部長のもとに事業をおこなう。直接会員との話し合いは、地方本部長がおこなう。地方本部長は理事にしない。(JA1ELY)
- ・理事と地方本部長を分離してしまうと、理事会への繋がりが少なくなる。
- ・理事であり地方本部長であることは大変な仕事である。しかし、支部からは本部長へ伝えたことが理事会の場へ反映することができるので、本部長への信頼が寄せられている所以である。(JA0OZZ)
- ・地方本部長が理事でないと組織として成り立たない。本部長は理事会と各地方、支部のパイプ役として必要不可欠である。(JA2HDE)
- ・経費的なものは、今までも支部等のあり方の検討として考えられていることで、組織論的には統合することなども将来決めていくべきである。新法人となった段階で全国理事の役割分担なども明確にしていくべきである。(JG1KTC)
- ・地元と密接である本部長が地域皆の代表であり本部長の理事は重要である。ただ道州制などいずれ変わらねばならない時が来るかもしれない。今はその時期ではない。(JA0OZZ)
- ・将来的にはあると思うが今はまだその時期でない。(JG1KTC)
- ・すべて先送りの議論か。理事の定数は見直しをして、削減の方向でおこなってくべき。
- ・数字だけが一人歩きする議論は止めにしたい。組織を変えれば定数は変わる。クラブが核であれば、その集合体は支部、それぞれの必要があって理事会が構成されるべき。(JA3HXJ)
- ・元原案でも、理事は「17名以内」としている。決めているわけではない。(JA5MG) 第21条は、次のまたは新たな委員会の場で検討していくこととし、元原案の定款変更案どおりとした。

**提案「第22条 専務理事を削除、したがって専務理事 副会長を業務執行理事とする。」**

- ・専務理事は日々の業務を統括できる人である。
- ・常時事務局に副会長が来られることは難しく、専務理事を兼任することは困難。
- ・会長、副会長の業務を明確化していく必要がある。
- ・専務理事に就任する方が、副会長を兼任することとすれば問題はない。(JH1XUP)

**提案「第24条の2『監事は 監事及び理事は』に訂正」**

これは法上の規定による役割分担であり、元原案どおりとした。

**提案「第25条 ただし再任を妨げない 再任は最長4期8年とする。 追記 3.役員  
の定年制を導入し75歳を定年とする。(就任時)」**

- ・再任は任期の問題であり、次のまたは新たな委員会の場で検討したらどうか。
- ・JARLの問題はここがネックになっている。20年も30年も続いていることで、先輩に対する概念が生まれてしまう。年数を決めるべきである。
- ・リーダーの固定化には大反対である。
- ・原外しをしたいのではないか、目的はどこにあるのか。
- ・定款はシンプルに、そして規則等で細則を定めればよい。定款に書くのもよいが書かないで申し合わせ等に則って対応できる方がよい。
- ・目的が解消されれば今後逆のカセとなる可能性のあるものをここで作るべきでない。

(JA0OZZ)

- ・「再任を妨げない」を削除するだけでは、中途半端な規定になる。(事務局長)
- ・JARL 自体が活性化への環境作りを進めることが肝要であり、選ばれて出てくることや自分が責任を持って出てくるのであれば、あえて規定を変えることはない。

(JA0OZZ)

- ・定年制を敷くことは「被選挙権を剥奪すること」となる。このことから申し合わせ事項として、目安を設けている団体もある。(JE1KAB)
- ・活性化する土壌を作ることが必要なことで、若くとも行動力が全く見えない方もあり、年齢は関係ないと感じる。
- ・定款の規定がすべてに先行する。したがって、「再任を妨げない」という文言は削除すべきである。(JA1ELY)
- ・会員からもらった意見の中でも、かなりの方が再任のことを言われている。これを修正することは審議した意味での説得力にもなる。(JH1XUP)
- ・「ただし再任を妨げない」という文言は、各種法人の規定上の決まり文句である。再任を認めることの規定は必要であり、細則で取り決めしておくことはできる。
- ・正員の権利としての「被選挙権」を取り上げることとなり、不相当である。
- ・新たな定款の規定である。今すぐではない。例えば3期6年とすればよい。インターバルを置いて、また出馬すればよいことだ。(JA1ELY)
- ・定款はシンプルに、細則は規則で唱ったらどうか。  
第 25 条は、「ただし、任期は規則において別に定める。」として表記することとした。  
規則において定年制を導入するかどうかも併せて検討し、合意に至ればそのことも規定することとした。

**提案「(解任)第 26 条 役員については社員総会の 1/2 の賛成をもって解任する事が出来る。」**

これは法上の規定が 2/3 として規定されているものであり、元原案どおりとした。

**提案「(議決)第 49 条 出席した理事の 3 分の 2 2 分の 1 に変更」**

これは法上の規定が 2/3 として規定されているものであり、元原案どおりとした。

**提案「(事業報告及び決算)第 65 条 本連盟は地方本部を置くのみ明記(数及び支部は廃止するため)」**

第 65 条は、次のまたは新たな委員会の場で検討していくこととし、元原案の定款変更案どおりとした。

**提案「理事、社員は闇社会の人たちとの係わりを待ってはいけない。又その様な組織との係わりを排除する。」**

- ・他の公益法人が色々取りざたされている。
- ・JARL はこのようなつながりは全くない。新たな法律で規定されている内容もこれに沿って策定している。(JA3HXJ)

**提案「JARL 事務局はいわゆる有給の天下りを採用しない。」**

- ・連盟の事務局長は、天下りのポストとして続いてきている。財政が厳しい状況であり、今後一般社団法人となると、役所との従来との関係は不要になる。

組織編成の対応については、次のまたは新たな委員会の場で検討していくこととした。

#### **提案「情報公開規定」**

この委員会として開かれた JARL を推進していく上にも、次のまたは新たな委員会の場で検討し、積極的に進めて行く。

#### **提案「専務理事の選定方法は新会長が選任する」**

- ・現在の定款においても、専務理事は新しく選出された会長が選任している。
- ・通常総会で提案している「ただし書による理事案」は、あくまでも理事としての提案である。
- ・総会終了後の新しい理事による理事会において、ここに出席している理事の中から、新会長が専務理事を選任することとなっている。

#### **提案「定款に名誉顧問を役職として追加。その任期は理事会により定める。」**

次のまたは新たな委員会の場で検討していくこととした。

---

### **B . JA1ELY 草野委員から提案があった次の事項を審議した。**

#### **提案「(会員の資格の喪失) 第 11 条 (3)成年後見人又は被保佐人になったとき (4)死亡若しくは失踪宣告を受け又は法人若しくは社団を解散したとき」は不要」**

- ・「(3)成年後見人又は被保佐人になったとき」は差別的でないか。
  - ・「(4)死亡若しくは失踪宣告を受け…」は不要。
  - ・この表記は、全国公益法人協会の定款変更案のひな形から取り入れている。
  - ・必須でないなら削除すべき。
- (3)は削除する。また、(4)は「死亡若しくは社団を解散したとき」として修正して残す。

#### **提案「(社員の資格) 第 20 条 正員のうち、未成年者は、社員になることができないは削除すべき」**

- ・公職選挙法などの常識として判断すべき事項である。(JA1AYO)
  - ・任意の規定であるので、各団体として取扱いを判断すべき事項。
  - ・商行為における契約時など、役員として未成年者で不都合がある場合は委任すればよいことだ。
  - ・未成年者の場合、重要な決定には父母等の承認が必要な場合が生じる。
  - ・社員としての活動に制限が生じてしまわないか。
  - ・未成年者が社員になることができない規定は、ただ単に未成年者を排除していることではなく、未成年者を保護する観点がある。(JA2HDE)
  - ・世界各国の標準として、男女の性差別への解放は進んでいるが、年齢に対する制限は進んでいないのが現状である。(JA3HXJ)
- この条文は必要がないのではないかという意見があったが、元原案の定款変更案どおりとした。

**提案「(議決等の省略)第40条第2項の表記は第1項と輻輳していると考えられるため不要ではないか」**

- ・第1項は「議決があったものとみなす」であり、第2項は「報告があったものとみなす」と記され、実情として両項を使い分ける必要がない。
  - ・これは法律で規定されており、あえて書かなくても法律が適用されるが、ここでは法律を知らない人でも良く分かるようにしている。
- 第2項は、実効性が乏しいので削除することとした。

**提案「『(権限)第44条第2項 理事会は次に掲げる事項その他の重要な事項を理事に委任することはできない』については何故だ。」**

- ・一般社団財団法の第90条第4項に規定しているもので、理事本人の権限は他の理事に委任してはならないという規定である。
- 元原案の定款変更案どおりとした。

**提案「(招集)第46条第4項において、『全員』としている表記は何故だ。」**

これは法上の規定によるもので、元原案どおりとした。

**提案「(役員の実任)第53条第2項は役員の実任の損害賠償の規定だが、『すべての正員の同意がなければ免除することはできない。』としている表記は何故だ。」**

- ・6万人以上いる団体で、すべての正員の同意を得ることは到底考えられない。この表記は誤りではないか。
  - ・これは政府の公益認定等委員会の事務局に定款変更案の事前の審査をしてもらったときに追加の指示を受けた箇所である。これを入れないと認可されない。
  - ・認定等委員会の検討は規模的に小さいものを対象に検討されており、JARLのような大規模法人のことは念頭にない。
- 許可要件ということであることを確認したので、元原案どおりとした。

**提案「議事録には、だれが賛成し、だれが反対だったのかを明記すべき」**

- ・賛否を問う議決が必要な場合は、「一般社団財団法の施行規則」によって賛否者を表記することが求められている。(事務局長)
- 場合によっては賠償責任を負うこともあり、議事録において賛否が重要となる事項については、賛否の発言について氏名を記載する。

**提案「(事務局)第64条 事務局には事務局長を置くのではなく事務局長と専務理事は兼任とするべきである。」**

- ・事務局長と専務理事は費用削減のために兼務としろということである。
- ・地方本部と支部は置くが、地方は本部を干渉しない。支部の広域化をして費用削減をする。
- ・事務局長と専務理事は一緒にはできない。難しいと考える。(JA3HXJ)
- ・事務局長は天下りのポストであり、人件費の削減のために無くすべき。
- ・「天下り」とは国や地方公共団体が許認可権を背景に高級官僚を傘下の団体に押し付けるとのである。
- ・JARLの場合においては、連盟側から要請して就任してもらっている。JARLは法律の読める人を必要とした。
- ・役所と連盟は持ちつ持たれつの関係である。

- ・法律に精通した方が役所から就任してもらっているが、公益法人改革など司法書士や行政書士などに仕事をしてもらえば、十分対応できるのではないか。(JA1ELY)
- ・事務作業ばかりが指摘されているが、地方本部と総通との調整が必要な場合など、事務局長として役所から就任してもらっていることで、総通への各種の申請や連盟としての事業を推進していく上でスムーズな調整が図られている。支部からもこれらの綿密な対応が図られていることに感謝されている。(JA2HDE)
- ・このポストはJARLとして今後もなくてはならないものと考えられる。次回の委員会の場で検討していくこととした。今後JARLは、「天下り」という言葉の使用は避けることを宣言した。

**提案「(地方本部及び支部)第65条 地方本部長をトップとした各地域でのJARL組織が必要である。」**

- ・役割分担を明確にすべきである。次回の委員会の場で検討していくこととした。

**提案「理事、監事の任期制『任期は連続3回(6年)、但し過去の任期は計算に入れない。つまり一般社団法人に移行してからの任期とします。』」**

次回の委員会の場で検討していくこととした。

## (2) その他

今後のスケジュールについて

第2回審議委員会

日 時 平成22年7月23日(金) 11:00～16:00  
会 場 JARL3階・会議室(予定)

**定款・規則等改正審議委員会のJARLホームページ案内関係**

- ・一般的にパブコメは、案を提示して意見を求める。
- ・会員からの意見聴取のための専用のメールアドレスについては、委員長とJARL Web担当とで調整する。
- ・次のステップへの参考として意見を聴取したい。実施方法は委員長一任とした。意見聴取は、会員専用ページに置く。匿名は受け付けない。意見聴取にあたっては、意見を聞くだけのページとし、原則として返信はおこなわない。意見の内容については、各委員へも配信する。

**その他**

- ・平成21年11月開催の評議員会で社員の除名についての質問があった。
- ・社員の除名について規定されている者に、その除名対象となる本人が含まれるのかどうかとの質問であるが、疑問を持たれている人もいる。(事務局長)除名対象となる当該社員は除く取扱いとして対応する。

以上